

○恵庭市水道事業給水条例

平成10年3月31日

条例第12号

恵庭市水道事業給水条例(昭和38年条例第13号)の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第14条)

第3章 給水(第15条—第24条)

第4章 料金及び手数料(第25条—第33条)

第5章 管理(第34条—第40条)

第6章 貯水槽水道(第41条・第42条)

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準(第43条—第45条)

第8章 補則(第46条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、恵庭市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、恵庭市公営企業の設置等に関する条例(昭和42年条例第14号)第3条第2項に定める区域とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理者 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定に基づき、公営企業の管理者の権限を行う者

(2) 給水装置 需用者に水を供給するため、施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次のとおりとする。

(1) 専用給水装置(1世帯又は1か所で専用するものをいう。)

(2) 共用給水装置(2世帯又は2か所以上で共用するものをいう。以下同じ。)

(3) 私設消火栓(消防用に使用するものをいう。以下同じ。)

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改

造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が[法第16条の2第1項](#)の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 [前項](#)の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 [第1項](#)の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を[水道法施行令\(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。\)](#)[第5条](#)に定める基準に適合させなければならない。

5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、[政令第5条](#)に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 [第1項](#)の規定による指定の権限は、[法第16条](#)の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に[消費税法\(昭和63年法律第108号\)](#)に規定する消費税及び[地方税法\(昭和25年法律第226号\)](#)に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 [前項各号](#)に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 [前2項](#)に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 [前項](#)の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(工事費の分納)

第11条 [前条第1項](#)の概算額を一括して納入できない者は、[同項](#)の規定にかかわらず、管理者の承認を受けて、分納することができる。

(給水装置の所有権の移転時期等)

第12条 管理者が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になったときとし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費が未納の場合の措置)

第13条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 [前項](#)の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 [前項](#)の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 [前項](#)の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 [第1項](#)の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有するとき。

(2) 給水装置を共用するとき。

(3) その他管理者が必要と認めたとき。

2 管理者は、[前項](#)の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第19条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第20条 メーターは、管理者が貸与して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 [前項](#)の保管者は、メーターを適正に管理しなければならない。

3 保管者が、[前項](#)の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は毀損したときはその損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第21条 水道利用者等は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に

届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として消火栓等を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。
- (水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 [前項](#)において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 [第1項](#)の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 [前項](#)の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
- (料金)

第26条 料金は、[別表第1](#)に定めるところにより算出した基本料金及び超過料金の額の合計額に[消費税法](#)に規定する消費税及び[地方税法](#)に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(料金の算定)

第27条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が地域ごとに定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その使用水量は、各月均等とみなして算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途において水道の利用を開始し、又は利用をやめたときの料金は、使用日数が15日を超えたときは所定の料金として算定し、使用日数が15日までのときは基本料

金を2分の1とし、超過料金は所定の料金として算定する。

2 月の中途においてメーターの口径又はその用途に変更があったときは、その使用日数の多い方の料金を適用する。

3 2世帯以上又は料率の異なる2種以上の用途にメーターを共用して水道を使用するときは、管理者において使用水量及び料金を認定して算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際に管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 [前項](#)の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書又は口座振替により徴収する。

(手数料)

第32条 手数料は、[次の各号](#)の区分により申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込み後に徴収することができる。

(1) [第7条第1項](#)の指定をするとき 1件につき1万円

(2) [第7条第2項](#)の設計審査(材料の確認を含む。)及び工事検査をするとき [別表第2](#)に定める額

(料金、手数料等の減額又は免除)

第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が[政令第5条](#)に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、[法第16条の2第3項](#)の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第36条 管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道利用者等が、[第9条](#)の工事費、[第23条第2項](#)の修繕費、[第26条](#)の料金又は[第32条](#)の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道利用者等が、正当な理由がなくて、[第27条](#)の使用水量の計量又は[第34条](#)の検査を拒み、若しくは妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第37条 管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいなくて、
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来水使用の見込みがないとき。
(同居人等の行為に対する責任)

第38条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他従業者等の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。

(過料)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第19条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第34条の検査又は第36条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第26条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第41条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第43条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上

の実務に従事した経験を有する者

- (2) [学校教育法](#)による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (3) [学校教育法](#)による短期大学([同法](#)による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後([同法](#)による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (4) [学校教育法](#)による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 7年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) [第1号](#)又は[第2号](#)の卒業生であつて、[学校教育法](#)による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、[第1号](#)の卒業生にあっては1年以上、[第2号](#)の卒業生にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (7) 外国の学校において、[第1号](#)若しくは[第2号](#)に規定する課程及び学科目又は[第3号](#)若しくは[第4号](#)に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ[当該各号](#)に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ[当該各号](#)に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) [技術士法\(昭和58年法律第25号\)第4条第1項](#)の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (水道技術管理者の資格)

第45条 [法第19条第3項](#)に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) [前条](#)の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) [前条第1号](#)、[第3号](#)及び[第4号](#)に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後([学校教育法](#)による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、[同条第1号](#)に規定する学校の卒業生にあっては4年以上、[同条第3号](#)に規定する学校の卒業生([同法](#)による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては6年以上、[同条第4号](#)に規定する学校の卒業生にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) [前条第1号](#)、[第3号](#)及び[第4号](#)に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて[学校教育法](#)による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、[同条第1号](#)に規定する学校の卒業生にあっては5年以上、[同条第3号](#)に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。[次号](#)において同じ。)にあっては7年以上、[同条第4号](#)に規定する学校の卒業生にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (5) 外国の学校において、[第2号](#)に規定する学科目又は[前号](#)に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ[当該各号](#)に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ[当該各号](#)の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する

技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第8章 補則

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(メーター使用料に関する経過措置)

2 旧恵庭市水道事業給水条例第20条第2項で、給水申込者の費用で設備されたメーターを使用しているときのメーター使用料については、なお、従前の例による。

附 則(平成11年12月6日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の恵庭市水道事業給水条例の規定は、平成12年4月以降の使用分として徴収する水道使用料から適用し、同年3月以前の使用分に係る水道使用料についてはなお従前の例による。

附 則(平成11年12月16日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月13日条例第33号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年12月11日条例第31号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月16日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の恵庭市水道事業給水条例の料金に係る部分については、平成17年10月分以降の料金について適用し、同年9月分以前の料金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年9月20日条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条中恵庭市水道事業給水条例第7条第4項、同条第5項及び同条例第35条第1項の改正規定並びに同条例第6章の次に1章を加える改正規定並びに第6条中恵庭市公共下水道条例第9条から第11条まで及び同条例第14条第1項の改正規定(「第9条の8」を「第9条の10」に、「第9条の9第1項第3号若しくは第4号」を「第9条の11第1項第3号若しくは第6号」に改める部分に限る。)並びに同条例第4章の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月2日条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金及び使用料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の恵庭市水道事業給水条例、恵庭市公共下水道条例及び恵庭市個別排水処理施設に関する条例の規定は、平成26年4月1日以後の使用分に係る料金及び使用料から適用し、同日前の使用分に係る料金及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年2月27日条例第6号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第26条関係)

用途及びメーターの口径		基本料金(1月につき)		超過料金(超過水量1立方メートルにつき)
		使用水量	料金	
家事用に使用するもの		8立方メートルまで	1,190円	213円
家事用以外に使用するもの	13ミリメートル以下	10立方メートルまで	1,904円	298円
	20ミリメートル 25ミリメートル	10立方メートルまで	4,285円	298円
	30ミリメートル 40ミリメートル	10立方メートルまで	6,380円	298円
	50ミリメートル 75ミリメートル	10立方メートルまで	1万857円	298円
	100ミリメートル以上	10立方メートルまで	2万1,714円	298円
公衆浴場用		100立方メートルまで	1万476円	123円

備考 公衆浴場とは、[公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令\(昭和32年厚生省令第38号\)](#)に基づき、入浴料金の価格について統制を受ける公衆浴場の営業の用に使用するものをいう。

別表第2(第32条関係)

工事の種類	メーター口径部分	手数料
新設工事及び改造工事(1) (メーター1個につき)	13ミリメートル及び20ミリメートル	34,700円
		29,500円(集合住宅のみ適用)
	25ミリメートル及び30ミリメートル	51,000円
		35,700円(集合住宅のみ適用)
	40ミリメートル及び50ミリメートル	149,000円
	75ミリメートル	290,000円
	100ミリメートル	427,500円
	150ミリメートル以上	600,500円
改造工事(2) (メーター1個につき)	13ミリメートル及び20ミリメートル	14,700円
	25ミリメートル及び30ミリメートル	18,200円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	63,000円
	75ミリメートル及び100ミリメートル	129,000円
	150ミリメートル以上	160,000円
改造工事(3)(メーター1個につき)		7,800円

撤去工事(メーター1個につき)		1,300円
臨時、その他工事		19,800円

備考

- 1 新設工事とは、新たな分岐及びメーターの設置を伴うものをいう。
- 2 改造工事(1)とは、新たな分岐を伴わない給水装置のすべてを設置替する工事をいう。
- 3 改造工事(2)とは、改造工事(1)及び改造工事(3)以外の工事をいう。
- 4 改造工事(3)とは、次のいずれかに掲げる工事をいう。
 - (ア) 水洗化工事(1箇所)
 - (イ) 屋内配管(埋設を含まないもの)で口径20ミリメートル以下の工事
 - (ウ) 散水栓を設置する工事